

協働のまちづくり推進計画

推進計画	
計画期間：平成23年度～平成32年度（10か年）	
（推進項目）	
①環境づくり ②担い手づくり ③情報の提供・共有	
④市政への参画 ⑤市の体制	
前期実行計画（5か年） 平成23年度～27年度	後期実行計画（5か年） 平成28年度～32年度
推進項目ごとにどのような事業を展開していくのかを明記	推進項目ごとにどのような事業を展開していくのかを平成27年度中に検討し策定します

計画の構成

<p>第1章 計画の趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 計画策定の目的：着実に協働によるまちづくりを進めるための基本的で総合的な施策として策定 • 計画の構成：推進計画と実行計画の2段構成 • 計画期間：平成23年度～平成32年度
<p>第2章 協働のまちづくり</p>	<p>1. 協働とは</p> <p>(1) 定義 主体同士尊重しながら協力し共に目的を持って行動</p> <p>(2) 効果 課題への柔軟な対応が可能、地域社会再生など</p> <p>(3) 領域 流動的。課題により市民主導、市主導、市と市民連携協力と変化する</p> <p>(4) 適した分野や事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多くの人の合意形成が必要なもの 例) 市の基本的な計画をつくる事業 • 多くの人が参加するもの 例) 各種イベントや啓発事業 • 地域ごとにきめ細かく柔軟な対応が必要なもの 例) 子育て・高齢者支援、地域防災、地域防犯 • 当事者性を発揮できるもの 例) 商店街の活性化 • 先駆性が必要なもの 例) コミュニティビジネス • 専門性が求められるもの 例) 専門的な相談事業 <p>(5) 形態</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報提供・情報交換 • 事業協力 • 共催や後援 • 補助や助成 • 実行委員会（協議会） • 委託 <p>2. 主体とその役割</p> <p>(1) 市民＝積極的にまちづくりに参加</p> <p>(2) 地縁による団体＝地域住民が絆を深め助け合いながら地域課題に取り組む</p>

	<p>(3) 市民活動団体＝専門性や先駆性を活かし、まちづくりに貢献するよう努める</p> <p>(4) 事業者＝地域の活動や市民活動に協力し参加する</p> <p>(5) 市＝まちづくりに必要な情報を積極的に提供し市民等と共有して協働によるまちづくりを推進</p>										
<p>第3章</p> <p>協働のまちづくりの理念と基本原則</p>	<p>1. 理念（条例前文）</p> <p>市民の自主性が尊重され、市民と市が互いを理解しながら目的を共有し、富里で活動する全てのものが信頼と協力（絆）を育み市民の地域活動への参加を容易にし市民活動を広げ、自発的にまちづくりを考え、市の施策に参画し市と市民で共にまちづくりを進める。</p> <p>2. 基本原則（条例で示した5つ）</p> <p>(1) 目的意識の共有</p> <p>(2) 対等なパートナーシップと自主性の尊重</p> <p>(3) 役割の理解と協力</p> <p>(4) 情報の提供と共有</p> <p>(5) 自助・共助・公助の原則</p>										
<p>第4章</p> <p>推進計画</p>	<p>1. 推進方針：5つの推進項目に沿って取り組みを進める</p> <p>2. 推進項目</p> <table border="1"> <tr> <td>環境づくり</td> <td> <p>(1) 活動拠点の整備</p> <p>(2) 活動支援及び中間支援機能の充実</p> <p>(3) 財政的援助及び活動資金の確保</p> <p>(4) 活動単位（ネットワーク）の拡大</p> </td> </tr> <tr> <td>担い手づくり</td> <td> <p>(1) 担い手の発掘・育成の充実</p> <p>(2) 担い手支援の充実</p> </td> </tr> <tr> <td>情報の提供・共有</td> <td> <p>(1) 調査機能の充実</p> <p>(2) 協働のまちづくりに関する刊行物の充実</p> <p>(3) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実</p> <p>(4) ネットワーク支援の充実</p> </td> </tr> <tr> <td>市政への参画</td> <td> <p>(1) 市政への参画の仕組みづくり</p> <p>(2) 協働による事業の推進</p> </td> </tr> <tr> <td>市の体制</td> <td> <p>(1) 庁内協働推進体制の整備</p> <p>(2) 職員の協働意識の向上</p> </td> </tr> </table> <p>3 協働事業の評価：評価のあり方を検討する</p>	環境づくり	<p>(1) 活動拠点の整備</p> <p>(2) 活動支援及び中間支援機能の充実</p> <p>(3) 財政的援助及び活動資金の確保</p> <p>(4) 活動単位（ネットワーク）の拡大</p>	担い手づくり	<p>(1) 担い手の発掘・育成の充実</p> <p>(2) 担い手支援の充実</p>	情報の提供・共有	<p>(1) 調査機能の充実</p> <p>(2) 協働のまちづくりに関する刊行物の充実</p> <p>(3) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実</p> <p>(4) ネットワーク支援の充実</p>	市政への参画	<p>(1) 市政への参画の仕組みづくり</p> <p>(2) 協働による事業の推進</p>	市の体制	<p>(1) 庁内協働推進体制の整備</p> <p>(2) 職員の協働意識の向上</p>
環境づくり	<p>(1) 活動拠点の整備</p> <p>(2) 活動支援及び中間支援機能の充実</p> <p>(3) 財政的援助及び活動資金の確保</p> <p>(4) 活動単位（ネットワーク）の拡大</p>										
担い手づくり	<p>(1) 担い手の発掘・育成の充実</p> <p>(2) 担い手支援の充実</p>										
情報の提供・共有	<p>(1) 調査機能の充実</p> <p>(2) 協働のまちづくりに関する刊行物の充実</p> <p>(3) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実</p> <p>(4) ネットワーク支援の充実</p>										
市政への参画	<p>(1) 市政への参画の仕組みづくり</p> <p>(2) 協働による事業の推進</p>										
市の体制	<p>(1) 庁内協働推進体制の整備</p> <p>(2) 職員の協働意識の向上</p>										

第5章 実行計画	1 環境づくり	
	(1)活動拠点の整備	① 市民活動ブースの設置
	(2)活動支援及び 中間支援機能の充 実	① (仮称)協働のまちづくり課の設置
		② サポートセンターの創設
		③ 活動支援アドバイザーの設置及び派遣
	(3)財政的援助及び 活動資金の確保	① (仮称)市民活動支援補助金の創設
		② 市民活動支援基金創設
	(4)活動単位の拡大	③ 地域づくり協議会の検討
	2 担い手づくり	
	(1)担い手発掘・育成 の充実	① サポートセンターの創設(再掲)
		② 協働のまちづくりの講座の開設
		③ (仮称)協働スイカ塾の開設
		④ 協働人材バンクの創設
		⑤ 市民活動表彰の創設
		⑥ リーダー育成講習会の実施
	(3)担い手支援の充 実	① 市民活動保険の導入
		② ボランティア貯金の研究
	3 情報の提供・共有	
	(1)調査機能の充実	① 市民活動の実態調査
	(2)刊行物の充実	① 活動事例集の作成
		② 協働PRリーフレットの作成
	(3)情報発信の充実	① とみさとふれあい講座の拡充
		② 協働専用ホームページの開設
		③ 市広報紙及びホームページの充実
		④ 市民活動発表会の開催
		⑤ 地域フォーラムの開催
	(4)ネットワーク支 援の充実	① 協働人材バンクの創設(再掲)
② とみさとの情報コーナーの創設		
4 市政への参画		
(1)市政への参画の 仕組みづくり	① パブリックコメント制度の周知	
	② 市民提案機会の拡充	
	③ 審議会等への公募委員による市民参 画の推進	
	④ 市政への参画機会の拡大	

	(2) 協働による事業の推進	① 協働のまちづくりモデル事業の実施
		② (仮称) 市民活動支援補助金の創設(再掲)
	5市の推進体制	
	(1) 庁内協働推進体制の整備	① (仮称) 協働のまちづくり推進課の設置(再掲)
		② 市政への参画機会の拡大(再掲)
	(2) 市職員の協働意識の向上	① 職員研修の実施